

## コロナ関係 申告・納税取扱い

	申告・納付期限（原則）	申告・納付のコロナの特例	資金繰り悪化で納税できない場合	備考
申告所得税	3/15（本年に限り4/16）	申告書の余白に付記書きを条件に、 <b>提出日が申告、納付期限</b>	納付又は換価の猶予申請書を提出することにより、 <b>最大1年納付期限が延長</b> ※税務署への事前相談も可能	出国関係は特例の対象外
贈与税	3/15（本年に限り4/16）			
消費税（個人）	3/31（本年に限り4/16）			
法人税	事業年度終了の日から2カ月			
消費税（法人）	事業年度終了の日から2カ月			
源泉所得税（毎月）	支払月の翌月10日	所得税徴収高計算書の「摘要」欄に付記書きを条件に、 <b>納付日が納付期限</b>		
源泉所得税（納特）	1～6月は7/10、7～12月は1/20			
相続税	相続発生の日の翌日から10カ月	原則通りだが、 <b>相続人に感染者がいた場合等</b> は、その <b>相続人のみ</b> 申告書の余白に付記書きを条件に <b>提出日が申告、納付期限</b>		